

令和2年

事業主様

(この案内書は受講者へも周知してください。)

林材業労災防止協会広島県支部

伐木等の業務に係る特別教育講習会開催のご案内

労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づき、伐木等(チェーンソーを含む)次の業務に従事する者は、標記講習を修了しなければなりません。

については、下記のとおり標記講習会を開催しますので、該当者を受講させていただきますようご案内いたします。

労働安全衛生規則第36条(抜粋)

- 8 胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が20センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務

記

1. 対象者

上記の業務に従事する者

2. 開催日及び会場

開催地	開催日	会場	申込締切
三次市	5月13(水)・14(木)日	三次市職業訓練センター (別称：広島北部地域職業訓練センター)  (三次市東酒屋町 306-69) Tel 0824-62-8500  右図参照 駐車場あり	定員(40名)に達したとき又は開講日の14日前(該当日が休日に当たる時は直近の平日とする。)に締切りますので、早めに申込みください。



・中国自動車道三次ICから車で約5分

(注) 2日間連続の講習で 開講9時、閉講18時20分の予定です。  
受付は開講20分前からです。 この講習会の修了者は、7月末までに補講の受講が必要です。

3. 受講料等 (1人当たり、税込)

受講料 11,000円 (林災防会員は、8,800円)

テキスト代 2,750円 (チェーンソー作業の安全ナビ H30.4改訂初版 第2刷)

4. 修了証

修了者には『伐木等(大径木等)労働安全衛生特別教育修了証』を交付します。

5. 申込方法

末尾の申込書に必要事項を記入のうえ受講料・テキスト代を添えて林災防広島県支部へ  
 先にお申込みください。定員に達した場合等は受講出来ませんので、ご容赦ください。

【 申 込 先(電話・FAX) 】

◎ 林災防広島県支部(082-228-5111・082-223-5283)  
 〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館3階  
 (広島県森林組合連合会内)

6. その他

- (1) テキストは、講習当日にお渡しします。
- (2) 開講時間に遅れると修了証を交付出来ない場合がありますので、遅刻しないようにしてください。
- (3) 受講料等の返戻はいたしませんので、欠席しないようにしてください。
- (4) 電話の予約申込で、講習日に手続きをする方法は、会場での受付が混雑するのでご遠慮ください。  
 申込みされた後、受講料・テキスト代金の請求書を送付しますので、林災防の口座へお支払い下さい。  
 (事前に定員の余裕があるかご確認ください。)
- (5) 1日目学科教育、2日目実技教育で、実技には、作業服のほか手袋等(ヘルメット・防護衣は貸与)をご用意ください。
- (6) 会場にチェーンソーを準備していますが、台数が不足する場合があります。その時は事前に持参のお願いを別途させて頂く場合がございます。
- (7) 当支部発行の刈払機修了証(カード式)をお持ちの方は、伐木等修了証と統合しますので講習会当日ご持参ください。

----- き り と り 線 -----

伐木等の業務に係る特別教育講習会受講申込書

【氏名(字体等)、生年月日等は本人に確認のうえ正確に記入してください】

林災防 広島県支部 殿

受講料 \_\_\_\_\_名分\_\_\_\_\_円及び  
 テキスト代 \_\_\_\_\_名分\_\_\_\_\_円を  
 添えて申し込みます。

事業場名	
郵便番号	
所在地	
担当者名	

受講希望	フリガナ氏名	生年月日	現住所	
月 日～日		昭・平 年 月 日生	〒	-
月 日～日		昭・平 年 月 日生	〒	-
月 日～日		昭・平 年 月 日生	〒	-